道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十一号

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号及び第四条第四項、同法第七十五条の二十三第六項において準用する同法第七十二条の二第三項において準用する同法第五十一条第九項、第十一項、第十二項及び第二十一項、同法第七十五条の二十四の規定により読み替えて適用する同法第七十五条の十一第一項並びに同法第百十三条の四及び第百十四条の六、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路交通法施行令の一部改正）

第一条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「運転者」を「車両等の運転者」に、「第五章　工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条）」を「第四章の三　特定自動運行の特則（第二十七条の七・第二十七条の八）　第五章　工作物等の保管の手続等（第二十八条―第三十二条）」に改める。

第一条第一号中「小児用の車」を「乳母車」に改める。

第二条第一項の表の青色の灯火の項第一号中「歩行者」の下に「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（以下この条において「歩行者等」という。）」を加え、同表の黄色の灯火の項第一号中「歩行者」を「歩行者等」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第二号中「こえて」を「越えて」に改め、同表の赤色の灯火の項第一号、人の形の記号を有する青色の灯火の項第一号、人の形の記号を有する赤色の灯火の項第一号、黄色の灯火の点滅の項及び赤色の灯火の点滅の項第一号中「歩行者」を「歩行者等」に改め、同条第四項中「歩行者」を「歩行者等」に改める。

第四章の章名中「運転者」を「車両等の運転者」に改める。

第二十六条の六第二号の表の上欄中「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改め、同表の中欄中「第百十九条の二の二第一項」を「第百十九条の二の四第一項」に改め、同表の下欄第二号中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三　特定自動運行の特則

（特定自動運行において交通事故があつた場合における損壊物等の保管の手続等）

第二十七条の七　第二十六条の四の三の規定は、法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等について準用する。この場合において、第二十六条の四の三中「法第七十二条の二第三項」とあるのは、「法第七十五条の二十三第六項において準用する法第七十二条の二第三項」と読み替えるものとする。

（特定自動運行が終了した場合における表示の方法）

第二十七条の八　法第七十五条の二十四の規定により法第七十五条の十一第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十七条の六の規定の適用については、同条中「とする」とあるのは、「とする。ただし、停止した自動車が法第七十五条の二十第一項第一号に規定する措置が講じられた特定自動運行用自動車（法第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、当該特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置で内閣府令で定める基準に適合するもの（当該特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられたものに限る。）を作動させる方法により行うものとする」とする。

第三十三条の二の三第四項第二号中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

第三十三条の七第一項第四号中「第百十七条の四第三号」を「第百十七条の四第一項第三号」に改める。

第三十五条第一項第二号ロ中「第百十七条の二第二項」を「第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号」に、「第百十九条の二の二第二項」を「第百十九条の二の四第二項」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「第百十七条」を「第百十七条第一項若しくは第二項」に、「第百十七条の四第二号」を「第百十七条の四第一項第二号」に改める。

第四十三条の二中「並びに法」の下に「第七十五条の二十九」を加える。

別表第二の備考の一の2㈡及び3中「第百十七条の五第一号」を「第百十七条の五第一項第一号」に改め、同表の備考の二の132中「第百十七条」を「第百十七条第一項又は第二項」に改める。

（警察法施行令の一部改正）

第二条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号ツ中「車両の運転」を「車両の同項第十七号に定める運転若しくは同項第十七号の二に定める特定自動運行」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第三条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表七十二の三の項の次に次のように加える。

七十二の四　道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務	七万九千二百円
七十二の五　道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務	七万八千五百円